

## 一般社団法人茨城県病院薬剤師会会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人茨城県病院薬剤師会定款（以下「定款」という。）に規定する会費の額及び徴収方法について定めるものとする。

### (会費の額及び徴収方法)

第2条 会費の額は次の通りとする。

- (1) 正会員会費 : 4,000円 (年額)
- (2) 特別会員会費 : 4,000円 (年額)
- (3) 賛助会員会費 : 団体・企業30,000円 (年額) , 個人10,000円 (年額)
- (4) 名誉会員 : 会費を賦課しない。

2 会員は、前項に規定する会費を、会長の指定する期日までに本会に納付しなければならない。

### (日本病院薬剤師会会費の徴収)

第3条 正会員及び特別会員は、前条第1項に規定する本会会費に加え、一般社団法人日本病院薬剤師会の会費を、本会をとおして納付しなければならない。

2 前項に規定する会費は、本会会費と合せて徴収するものとする。

### (督促)

第4条 会長の指定する期日を越えても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

2 納付期日からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

3 当該年度内に会費等の納入がなされない場合は、会員資格を喪失する。

### (負担金の徴収)

第5条 本会を運営するために必要な場合には、総会の決議を経て、会員に負担金を賦課することができる。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議により行う。

### (その他)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会において別に定める。

### 付 則

1 この規程は、本会の設立登記の日から施行する。

### 付 則

1 改定したこの規程は、平成26年6月1日から施行する。